

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2020年 8 月 5 日 |
| 【会社名】 | ユニ・チャーム株式会社 |
| 【英訳名】 | UNICHARM CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 社長執行役員 高原 豪久 |
| 【本店の所在の場所】 | 愛媛県四国中央市金生町下分182番地 (上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は下記の場所 で行っております。) 東京都港区三田三丁目 5 番27号 住友不動産三田ツインビル西館 |
| 【電話番号】 | 03(3451)5111 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経理財務本部長 島田 弘達 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区三田三丁目 5 番27号 住友不動産三田ツインビル西館 |
| 【電話番号】 | 03(3451)5111 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経理財務本部長 島田 弘達 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 5,784,546,100円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | ユニ・チャーム株式会社本社事務所 (東京都港区三田三丁目 5 番27号 住友不動産三田ツインビル西館) ユニ・チャーム株式会社共振館 (愛媛県四国中央市金生町下分131番地) ユニ・チャーム株式会社大阪事業所 (大阪府大阪市北区中之島三丁目 2 番18号 住友中之島ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2020年12月期第2四半期(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)の連結業績及び臨時報告書を2020年8月5日付で提出いたしました。これに伴い、2020年3月25日付で提出した有価証券届出書(2020年3月26日、2020年4月13日、2020年5月14日、2020年5月15日、2020年6月12日及び2020年7月10日に提出した有価証券届出書の訂正届出書で訂正済)の記載内容(添付書類を含む)について、当該臨時報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、また添付資料の一部を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

2020年12月期第2四半期(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第60期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）2020年3月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書】

事業年度 第61期第1四半期（自2020年1月1日 至2020年3月31日）2020年5月15日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年7月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年3月26日に関東財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年7月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年7月10日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第60期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）2020年3月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書】

事業年度 第61期第1四半期（自2020年1月1日 至2020年3月31日）2020年5月15日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年8月5日）までに、関東財務局長に下記を提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年3月26日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号、第13号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を2020年8月5日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年8月5日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年8月5日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。